

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

① 当院では次の施設基準について届出を行っております。

・医療情報取得加算

○当院ではマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を整備しております。

○オンライン請求を行っております。

当院では、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り医療情報取得加算を算定致します。

◎初診時 1点

◎再診時 1点

《3月に1回限り/マイナ保険証の有無に関わらず》

・明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成25年1月1日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

それに伴いまして厚生労働大臣の定める基準に適合しているとして関東信越厚生局に届出し、受理（承認）されております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査や処置の名称等、患者様の大切な個人情報に記載しております。その点を十分にご理解いただき、取り扱いには御注意ください。

また、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出下さい。ご不明な点が御座いましたら、スタッフまでお問い合わせ下さい。

・一般名処方加算

当院では、後発医療品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

・時間外対応加算 3

当院は標榜時間外（診療時間外）であっても患者様より問い合わせがあった場合には、必要な指導を行えるよう原則として常に電話に応じる体制を整えております。そのため当院を受診されるすべての方に、時間外対応加算 3 が算定されます。

時間外対応加算の時間外とは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象です。日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。

時間外対応加算 3 ： 3 点

時間外連絡先 044-870-8118

・当院ではオンライン資格確認を行っております。

質の高い診療を実施するため患者様の薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行う体制を有しております。

・後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和 6 年 10 月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

※先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金のことを言います。

例えば先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、差額 40 円の 4 分の 1 である 10 円を、通常の 1～3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- ・ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・ 端数処理の関係などで特別の料金が 4 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。
- ・ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

・下肢末梢動脈疾患指導管理加算

当院では、下肢動脈に疾患がある患者様に対して、当院または他院にて検査を行い、治療の必要がある患者様に置かれましては専門的な治療体制を有している医療機関へご紹介させて頂いております。詳細に関しましては、職員にお尋ねください。

紹介先：聖マリアンナ医科大学病院 他

・透析液水質確保加算 2

当院では、月 1 回以上水質検査を実施し、関連学会から示されている基準を満たした血液透析濾過用の置換液を作製し使用しております。

また、透析機器安全管理委員会を設置し、その責任者として専任の医師又は専任の臨床工学技士を 1 名以上配置しております。

・生活習慣病管理料（Ⅱ）について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和 6 年（2024 年）6 月 1 日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患療養管理料』を個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和 6 年（2024 年）6 月 1 日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患療養管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名(サイン)を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

② 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 25 年 1 月 1 日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

それに伴いまして厚生労働大臣の定める基準に適合しているとして関東信越厚生局に届出し、受理（承認）されております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査や処置の名称等、患者様の大切な個人情報に記載しております。その点を十分にご理解いただき、取り扱いには御注意ください。また、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出下さい。ご不明な点が御座いましたら、スタッフまでお問い合わせ下さい。

③ 保険外負担に関する事項

当院では、下記につきまして実費でのご負担をお願いしております。

【文書料】

単価（円）

診断書

3,300

国民年金・厚生年金	8,800
-----------	-------

診断書	
-----	--

通院証明書	1,100
-------	-------

おむつ使用証明書	1,100
----------	-------

【公費】

肺炎球菌ワクチン	4,500
----------	-------

インフルエンザワクチン	2,300
-------------	-------

新型コロナワクチン	3,000
-----------	-------

带状疱疹（組換えワクチン）	10,000
---------------	--------

带状疱疹（生ワクチン）	4,000
-------------	-------

【自費】

インフルエンザワクチン	4,000
-------------	-------

新型コロナワクチン	15,000
-----------	--------

带状疱疹（組換えワクチン）	20,000
---------------	--------

带状疱疹（生ワクチン）	8,000
-------------	-------

破傷風トキソイドワクチン	2,000
--------------	-------

【その他】

止血帯（30 c m）	500
-------------	-----

N E クランプ (M)	1,200
紙おむつ (パ ンツタイプ)	100
紙おむつ (フラットタイプ)	80
マスク	100
爪やすり	300
優肌絆	210
サージ ンフ ルーフ No.60	60
サージ ンフ ルーフ No.80	80
カテバス®キット	330
サージカルテープ	100
滅菌ガーゼ (大)	30
滅菌ガーゼ (小)	20
テレビカード	1,000

※全て消費税込みの金額です。